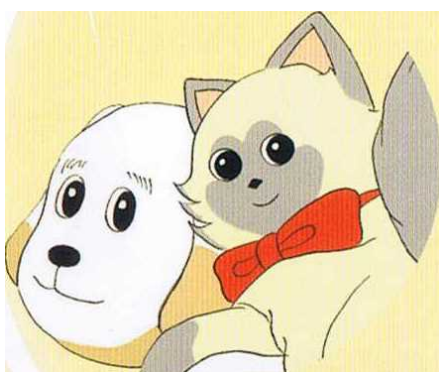


滋賀県動物愛護管理推進計画

動物との暮らし三方よしを目指して!

飼い主よし・動物よし・ご近所よし



マスコットキャラクター ドンとミーコ

滋 賀 県

平成27年1月改定

目 次

第 1 章 計画の趣旨および位置付け	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
第 2 章 計画の基本方針	2
【参考】動物の愛護及び管理に関する法律改正（概要）	3
【参考】国の基本指針（概要）	4
第 3 章 具体的な取り組み	5
施策 1 動物の適正飼養の推進	5
施策 2 動物の終生飼養の推進	10
施策 3 狂犬病予防の推進	13
施策 4 動物取扱業の適正化	15
施策 5 動物の返還・譲渡の推進	16
施策 6 動物愛護の普及啓発	18
施策 7 実験動物および産業動物の適正飼養の推進	19
施策 8 災害時等の体制整備	20
施策 9 関係者間の協力体制の構築	21
第 4 章 計画の総合的な推進	23
【参考資料】用語集	24

第1章 計画の趣旨および位置付け

1 計画の趣旨

近年、核家族化や少子高齢化が進むとともに、動物を飼養する環境が整備される中で、犬、猫など動物の飼養志向が高まってきています。飼養動物が家族の一員として、あるいは人生のパートナーとして位置づけられ、生活の中で重要な部分を占めるようになってきています。

一方、飼養者の不適正な飼養管理、動物に関する知識の不足などにより、人への危害や近隣への生活環境被害など、動物の飼養をめぐる問題が多く発生しています。

県では、平成20年、動物が命あるものであることを基本に、動物について関心と理解を深め、動物を適正に取り扱い、飼養管理することにより、人と動物が共生できる豊かな社会の実現をめざしこの計画を策定しました。

平成23年からは「動物との暮らし三方よし」をスローガンに掲げて施策を推進しています。

「動物との暮らし三方よし」とは

- ・ 飼い主よし : 飼い主が愛情をもって動物の世話をし、動物との暮らしを楽しんでいること
- ・ 動物よし : 動物が大切に飼われ、健康で幸せであること
- ・ 近所よし : 近所に迷惑をかけず、地域で受け入れられていること

2 計画の位置付け

この計画は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第104号）（以下「動物愛護管理法」という。）」に基づき、国の示した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年10月31日、環境省告示第140号）（以下「基本指針」という。）」に沿って、県が取り組む動物愛護および管理に関する具体的な計画として平成20年7月に策定し、平成21年以降は中核市となった大津市と連携し、実施してきました。

「動物愛護管理法の一部を改正する法律」（平成24年法律第7号）の施行に伴い、「基本指針の一部を改正する件」が告示され平成26年4月1日から適用されました。

これらの動物愛護管理に関する社会環境の変化や本計画策定後の法改正への対応等を踏まえ、必要な改定を行います。

本計画を適用する地域は、滋賀県全域とします。ただし、大津市内においては、大津市が本計画に基づきまたは準じて実施します。

3 計画の期間

基本指針の改正を踏まえ、平成26年度から平成35年度までとします。

第2章 計画の基本方針

1 適正飼養と終生飼養の徹底

(1) より一層の飼い主責任の自覚

県民の動物愛護意識を高めるとともに、飼養者は動物の適正な取り扱いに関する正しい知識を持ち、人と動物双方の健康と安全を守るための責任と義務を自覚するよう啓発を実施します。

(2) 無計画な繁殖を防止するための業界の取り組み

販売時における動物の習性や生理を理解した飼い方の説明等が適切に行われ、無計画な繁殖を防止する不妊去勢手術についても十分な説明が行われるよう指導します。

(3) 飼い主不明猫を減少させるための地域猫*の取組

飼い主不明猫の減少に効果的な対策である「地域猫の取組」を「滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン」に沿って積極的に推進します。

2 安全で快適な飼養保管環境の確保

(1) 適切な給餌、給水、健康管理、習性を考慮した飼養

飼養者は、命ある動物に対し愛情を持って取り扱い、人と動物の共生に配慮するため、次の事を守らなければなりません。

(ア) 動物の種類、生態、習性および生理に応じた飼養環境のもと適正に飼養し、終生飼養に努める。

(イ) 動物が逸走したり、人に危害を加えないように適正に管理し、逸走した場合は飼養者が責任を持って捜索し、保護する。

(ウ) 動物の糞尿、汚物等を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔にし、生活環境の保全に支障が生じない範囲の飼養頭数を保つようにする。

(エ) 動物が、公共の場所や他人の土地等を、不潔にしたり損傷させないように努める。

(オ) 動物由来感染症*に関する知識を持ち、動物の適正な健康管理に努める。

(2) 収容犬・猫の長期飼養に対応する保管管理施設

収容した犬・猫は、個別に適正な飼養管理を行うとともに、譲渡*の可能性のある犬・猫の飼養期間を延ばし、譲渡の機会を拡大します。

3 災害発生時の動物救護体制の充実

(1) ペットの同行避難や一時保護収容のための仕組みづくり

飼い主責任を基本とした同行避難や一時保護収容施設等の対応を適切に行うことができるよう体制の整備を推進します。

(2) 動物関係団体による災害時協力体制の構築

県と関係機関、団体および県民とが連携・協力できるネットワークをつくります。

4 各種事業に取り組むことにより、致死処分ゼロにむけて収容動物数の減少を図ります。

【参考】動物愛護管理法の改正概要

(昭和 48 年法律第 105 号 最終改正：平成 24 年 9 月)

1. 動物取扱業*者の適正化

- (1) 犬猫等販売業に係る特例の創設
- (2) 動物取扱業者に係る規制強化
- (3) 狂犬病*予防法、種の保存法等違反を、第一種動物取扱業に係る登録拒否及び登録取消事由に追加する（第 12 条第 1 項関係）。
- (4) 第二種動物取扱業の創設（第 24 条の 2～第 24 条の 4 関係）

2. 多頭飼育の適正化

- (1) 騒音又は悪臭の発生等、勧告・命令の対象となる生活環境上の支障の内容を明確化する（第 25 条第 1 項関係）。
- (2) 多頭飼育に起因する虐待のおそれのある事態を、勧告・命令の対象に追加する（第 25 条第 3 項関係）。
- (3) 多頭飼育者に対する届出制度について、条例に基づき講じることができる施策として明記する（第 9 条関係）。

3. 犬及び猫の引取り*（第 35 条関係）

- (1) 都道府県等が、犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合に、引取りを拒否できる事由（動物取扱業者からの引取りを求められた場合等）を明記する。
- (2) 引き取った犬又は猫の返還*及び譲渡に関する努力義務規定を設ける。

4. 災害対応

- (1) 災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策を、動物愛護管理推進計画に定める事項に追加する（第 6 条関係）。
- (2) 動物愛護推進員*の活動として、災害時における動物の避難、保護等に対する協力を追加する（第 38 条関係）。

5. その他

- (1) 法目的に、遺棄の防止、動物の健康及び安全の保持、動物との共生等を加える（第 1 条関係）。
- (2) 基本原則に、取り扱う動物に対する適正な給餌給水、飼養環境の確保を加える（第 2 条関係）。
- (3) 所有者の責務に、終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務を加える（第 7 条関係）。

6. 罰則等

- (1) 酷使、疾病の放置等の虐待の具体的事例を明記する（第 44 条関係）。
- (2) 愛護動物の殺傷、虐待、無登録動物取扱、無許可特定動物*飼養等について罰則を強化する（第 44 条～第 49 条関係）。

【参考】基本指針概要（環境省告示第 140 号 最終改正：平成 25 年環境省告示第 80 号）

第 1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

- ・ 命に対する感謝と畏敬の念を動物の取扱いに反映すること
- ・ 飼い主は、動物の飼養・保管に伴う責任を十分に自覚すること
- ・ 動物の愛護及び管理について国民的な合意形成をすること

第 2 今後の施策展開の方向

1 基本的視点

- (1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の推進
 - ・ 国民の間における共通した理解形成のため、飼い主責任（終生飼養等）の推進により、多くの国民の共感を呼び、幅広い層の自主的な参加を促すことができる施策の展開が必要。
- (2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ
 - ・ 動物の愛護および管理に関する施策は、効果や結果がすぐには現れにくいため、長期的な取り組みが必要
- (3) 関係者間の協働関係の構築
 - ・ 国、自治体、関係団体等が適切な役割分担の下に、関係者のネットワークが重層的に作られていくようにすることが必要
- (4) 施策の実行を支える基盤の整備
 - ・ 動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護団体、業界団体等の育成支援
 - ・ 動物愛護管理施設の拡充等

2 施策別の取組

- (1) 普及啓発（終生飼養や適切な繁殖制限措置等の積極的広報）
- (2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保（犬および猫の引取り数について平成 16 年度比 75%減を目指す）
- (3) 動物による危害や迷惑問題の防止（地域猫対策の推進、動物取扱業者に対する指導強化）
- (4) 所有明示（個体識別）措置*の推進（特にマイクロチップ*の普及を推進）
- (5) 動物取扱業の適正化（登録制度の遵守および新たな規制の着実な運用）
- (6) 実験動物の適正な取扱いの推進
- (7) 産業動物の適正な取扱いの推進
- (8) 災害時対策（地域防災計画に同行避難等体制整備を図る。民間団体との協力体制）
- (9) 人材育成
- (10) 調査研究の推進

第 3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

（災害時の施策に関する事項の追加。中間的な目標の設定）

第 4 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

第3章 具体的な取り組み

滋賀県は、基本指針に基づき、次の9つの施策について各種事業を実施します。
 大津市は、平成21年度より地方自治法に基づく中核市になり、動物愛護管理法に基づく施策を実施しており、本取り組みについても大津市が実施します。

10年後の具体的な数値指標を次のとおり設定します。

[数値目標](平成35年度)		H16年度	H25年度 実績	前計画評価 (H29年度目標)	H35年度	H16年度比
収容頭数の半減	犬	1,809頭	615頭	目標達成 (700頭)	300頭	概ね 75%減
	猫	1,868頭	1,333頭	目標75%達成 (1,000頭)	650頭	
返還・譲渡率*の向上	犬	22.2%	60.7%	目標達成 (60%以上)	80%	—
	猫	1.5%	7.4%	目標74%達成 (10%以上)	20%	—

(以下、表・グラフの数値は大津市を含む)

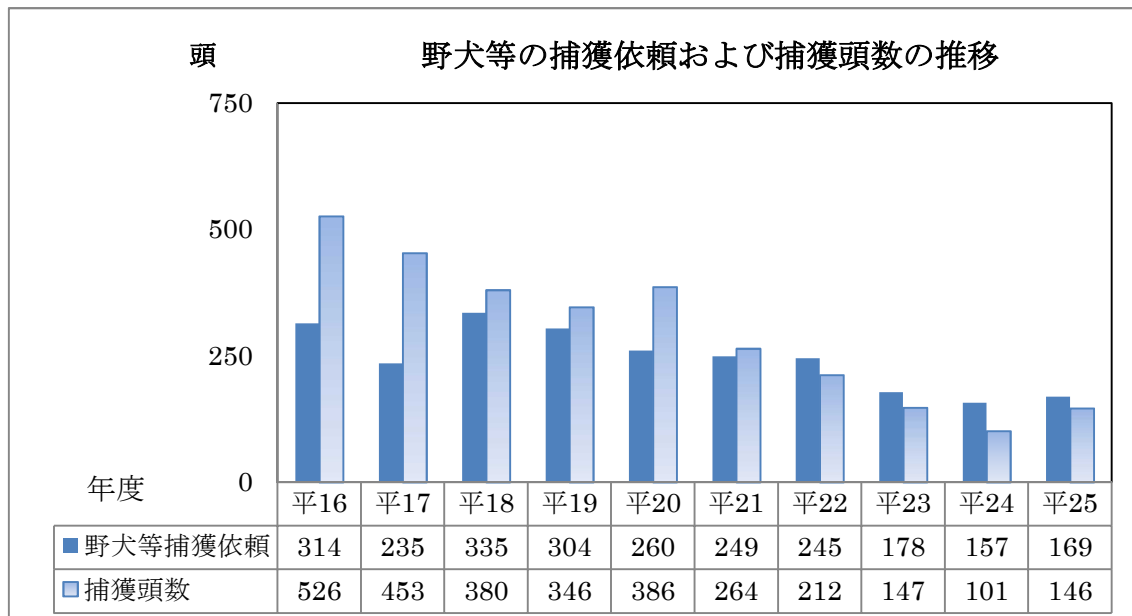
施策1 動物の適正飼養の推進

【現状】

1 犬による危害

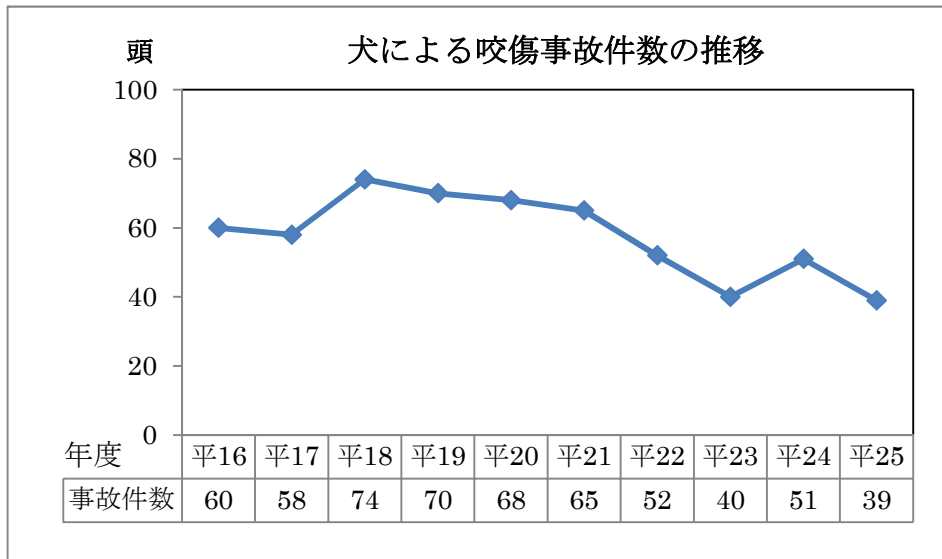
県では、「狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）」および「滋賀県動物の保護および管理に関する条例（平成6年条例第13号）（以下、「条例」という。）」に基づき、犬による人への危害を防止するため、野犬等*の捕獲収容*を行っています。

県民から寄せられる野犬等の捕獲依頼は、昭和60年度の1,843件をピークに年々減少し、平成16年度から平成25年度までの10年間で約半数となりました。野犬等の捕獲頭数も、この10年間で約4分の1に減少しています。



犬が原因による事故は、飼い犬によるものが多く、つないでいる場所が不適切であることや、しつけ不足が主な発生要因となっています。

年間の咬傷事故件数は、この10年間、県内では39件から74件の間で推移しています。



咬傷事故の届出状況

区 分	年 度	飼 い 犬				野犬等		合 計	
		登録犬		未登録犬		H16	H25	H16	H25
		H16	H25	H16	H25				
咬傷事故の件数		38	34	16	5	6	0	60	39
発生場所	犬舎等の周辺	18	10	8	0	—	—	26	10
	公共の場所	20	23	8	5	3	0	31	28
	その他	0	1	0	0	3	0	3	1
発生時における被害者の状況	犬に手を出した	6	4	2	0	3	0	11	4
	けい留しようとした	2	2	3	1	0	0	5	3
	配達・訪問等の際	4	9	1	1	—	—	5	10
	通行中	20	13	9	1	2	0	31	14
	遊戯中	0	4	0	0	0	0	0	4
	その他	6	2	3	2	1	0	10	4
発生時における犬の状況	犬舎等にけい留中	12	5	5	2	—	—	17	7
	けい留して運動中	13	12	4	0	—	—	17	12
	放し飼い	3	9	2	1	—	—	5	10
	野犬等	—	—	—	—	2	0	2	0
	その他	10	8	5	2	4	0	19	10

2 犬・猫の飼養に係る迷惑苦情

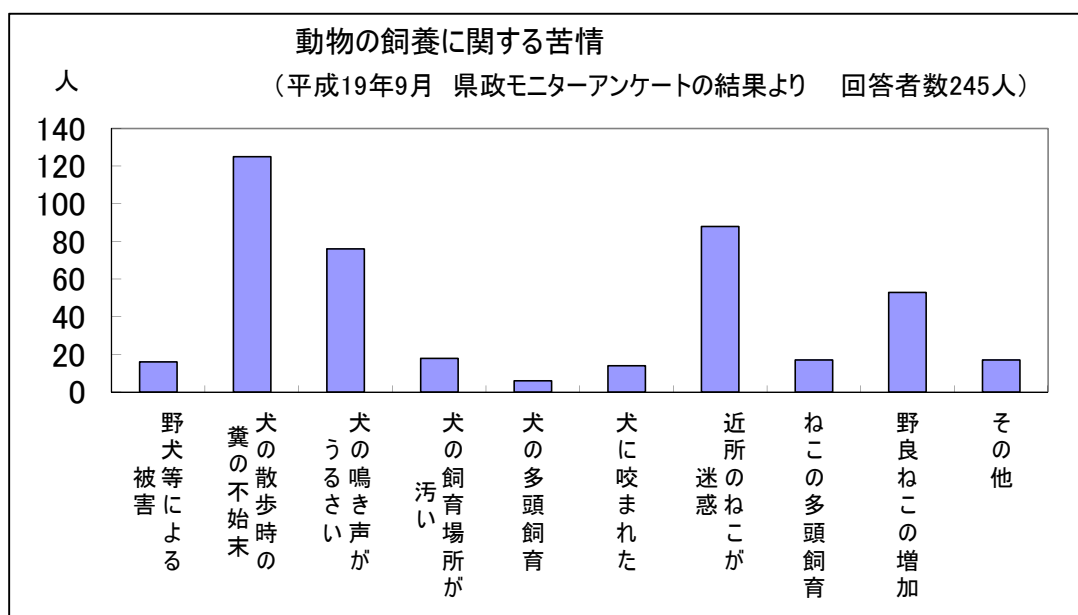
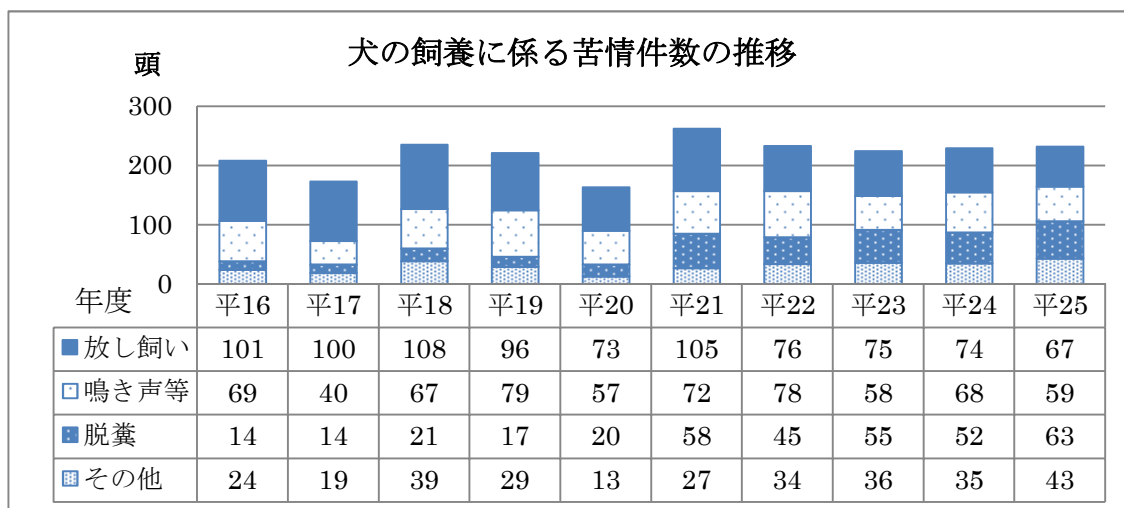
犬の放し飼い、散歩時の糞の処理、鳴き声による騒音、悪臭など、生活環境被害に関する苦情が、滋賀県動物保護管理センター(以下、動物保護管理センター)や大津市動物愛護センター、保健所、市町に寄せられています。

また、猫については、猫の徘徊、野良猫の増加など、生活環境上の苦情が寄せられています。

こうした苦情の多くは、飼養者の動物に関する知識およびマナーが不足していること、動物を命あるものとして、適正に取り扱う法令遵守の意識が不足していること、飼養者と近隣住民のコミュニケーションが不足していることが原因と考えられます。

猫に関わる問題解決に向け、地域を主体として動物保護管理センター、市町、獣医師会および動物愛護推進員の協働により地域猫対策に取り組むためのガイドラインとして、平成22年に「滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン」を策定し、ガイドラインの趣旨に沿って活動する地域を支援しています。

平成24年から大津市においても大津市地域猫活動支援事業を実施しています。



3 適正飼養の普及啓発

動物保護管理センターは「犬の譲渡前講習会」を実施し、狂犬病予防法や動物愛護管理法などの法令遵守事項をはじめ、終生飼養など犬を飼うための心構え、注意事項などを講習しています。

また、犬のしつけの入門として「初歩の犬のしつけ方教室」を開催しています。

大津市動物愛護センターにおいても犬・猫飼い方講習会やしつけ方教室を実施しています。

平成 21 年には条例が改正され、犬猫を合わせて 10 頭以上飼養する場合の届出制度が導入され、多頭飼養者への適正飼養の啓発を行っています。

多頭飼養届出施設の状況（保健所管内別） （平成 25 年度末）

	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	大津市	県計
届出施設数	10	13	10	4	4	4	18	63

4 特定動物の飼養

平成 6 年から、人に危害を加える恐れのあるトラ、クマ、ワニなどの動物（特定動物*）の飼養については、条例に基づき知事の許可が必要となりました。平成 17 年には動物愛護管理法が改正され、法に基づく特定動物の飼養許可が必要になりました。

飼養者が動物を適正に管理するよう、毎年 1 回以上、特定動物の飼養施設の立入検査を行っています。

特定動物飼養許可状況 （平成 26 年 3 月 31 日現在）

	動物区分	頭数
許可施設 29 施設	テナガザル科、オナガザル科	89
	ヒト科（チンパンジー）	2
	ネコ科	5
	カミツキガメ科（ワニガメ）	31
	オオトカゲ科	2
	ニシキヘビ科、ボア科	14
	アリゲーター科、クロコダイル科	48
	計	191

【課題】

- 飼養者に対して、動物が命あるものであり、その動物についての正しい知識を持ち、適した飼養保管環境（適切な給餌、給水、健康管理等）を確保するとともに、飼養者として人と動物に対して責任を果たすよう、意識を高めることが必要です。

また、多頭飼養者には、より一層の責任と義務を自覚することが求められます。

- 2 飼い主不明猫について、住民間での相互理解を深め、地域の実情に応じた対応が必要です。
- 3 飼い犬による咬傷事故の原因を分析し、飼養者に対して再発防止に向けた的確な指導もしくは啓発が必要です。
- 4 人への危害防止の観点から、特定動物の飼養保管について、法的規制の周知が必要です。
- 5 飼い猫の屋内飼養、不妊去勢手術のさらなる普及啓発が必要です。

【具体的事業】

1 犬・猫等の適正飼養の推進

(1) 適正飼養の啓発

ア) 飼養者への啓発

県は、適正飼養に係る知識の習得のため、動物の飼い方、特に犬のしつけ方について県民が気軽に学べる機会を提供するとともに、獣医師会や、しつけ方インストラクターなどの協力を得て、適正な飼養方法が学べる情報を提供します。

また、適切に繁殖制限をするとともに、逸走防止措置を取り、終生飼養に適した飼養保管環境を確保することについて重点的に推進します。

イ) 多頭飼養者への指導

苦情の原因となる動物の鳴き声、臭いなどは、犬や猫の多頭飼養による場合が多く、県は、多頭飼養による周辺環境を損なう事態の防止および改善のため、条例に基づき必要な届出の徹底、立入指導を行います。

(2) 地域における啓発

散歩時の糞の放置など、動物の飼養に起因する生活環境問題について、県は市町等関係機関と連携して、住民間での相互理解を深め、地域全体で問題解決が図られるよう、地域講習会の開催や、自治会を通じた適正飼養の推進を行います。

特に、飼い主不明猫による生活環境への問題に対応するため、関係団体などの協力を得ながら「滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン」に基づく「地域猫の取組」を地域が主体となって推進できるよう支援します。

また、これらの普及啓発事業の実施のため、県は市町等関係機関や動物愛護推進員やボランティアなどとの協働体制の仕組みづくりを進めます。

滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン

人と猫の共生について、地域全体の合意と協力が得られるよう努め、もって地域の生活環境を良好に保持し、同時に不幸な猫の数を減らす取り組みを支援する。

【ガイドラインの趣旨】

- ①人と猫をお互い命あるものとして、その存在を認め、思いやりを持ちながら共存していくこと
- ②地域の問題として、住民が主体的に取り組むもの
- ③猫を邪魔者として排除するためのものではないこと
- ④地域のルール作りに資するためのもの
- ⑤それぞれの役割についての考えかたを示したもの

2 危害発生防止の推進

県は、犬による咬傷事故発生時には、条例に基づき飼い主に対して、当該飼い犬を獣医師に狂犬病の検診を受けさせるよう指導するとともに、再発防止のための飼養指導を迅速に行います。

また、咬傷事故の発生を防止するため、けい留方法、犬のしつけ方などの適正飼養管理および犬の被害に遭わないための方法などの啓発を行います。

3 特定動物の適正飼養の啓発

県は、特定動物の飼養者に対して、飼養施設基準の遵守、逸走防止措置、所有者明示措置などを適正に実施するよう立入検査を行います。

4 野生生物、外来生物の適正飼養啓発

野生生物、外来生物の飼養については、関係機関と連携し、関係法令に基づいて適正飼養および動物の遺棄防止を啓発します。

施策2 動物の終生飼養の推進

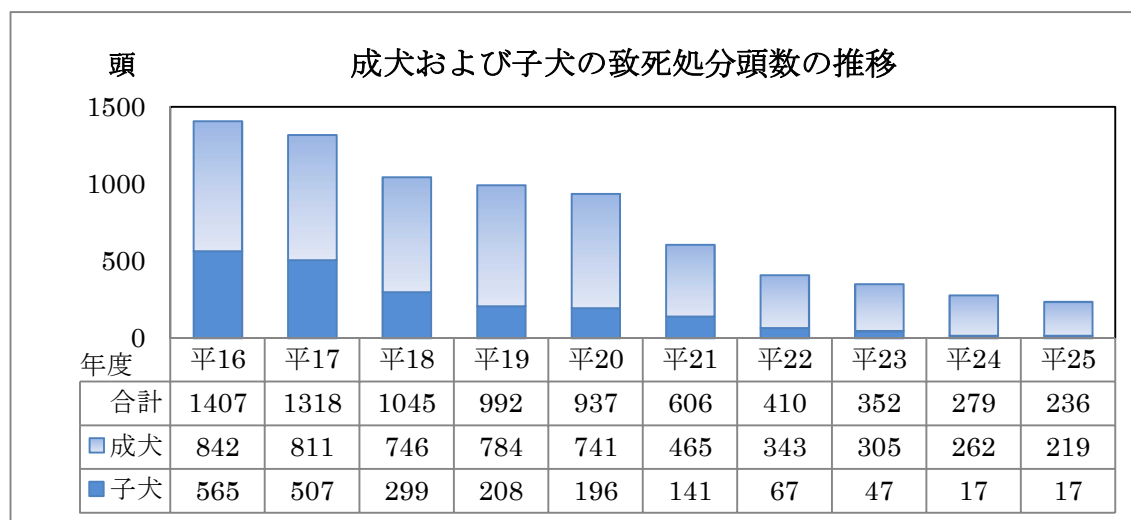
【現状】

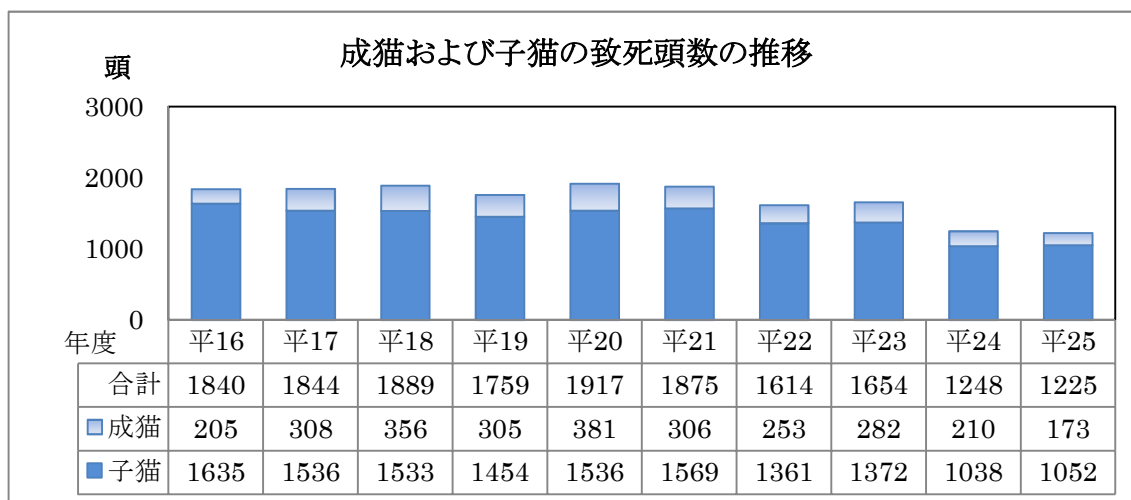
1 犬・猫の致死処分

動物保護管理センターおよび大津市動物愛護センターは、収容した犬・猫を飼い主に返還または飼養希望者に譲渡するよう努めており、どうしても返還譲渡できない犬・猫のみ、止むなく致死処分しています。

犬の致死処分頭数は、昭和60年度の約12,000頭をピークに年々減少しており、平成16年度以降の10年間では、約6分の1になっています。特に子犬の致死処分頭数は激減しています。

猫の致死処分頭数については、平成元年度の約4,900頭をピークに徐々に減少し、平成25年度は平成16年度の約3分の2にまで減少しました。



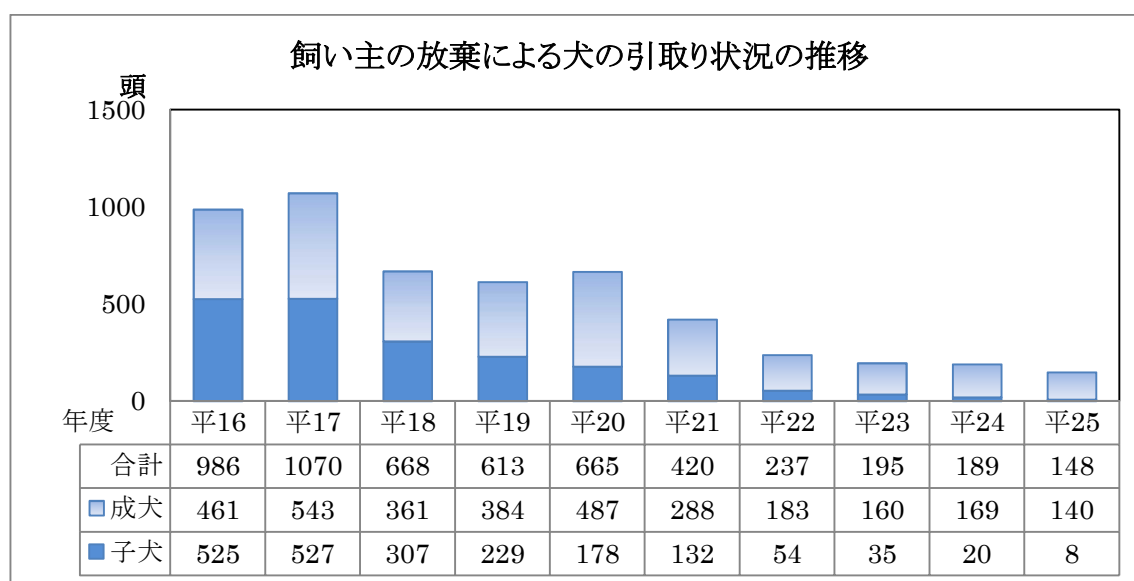


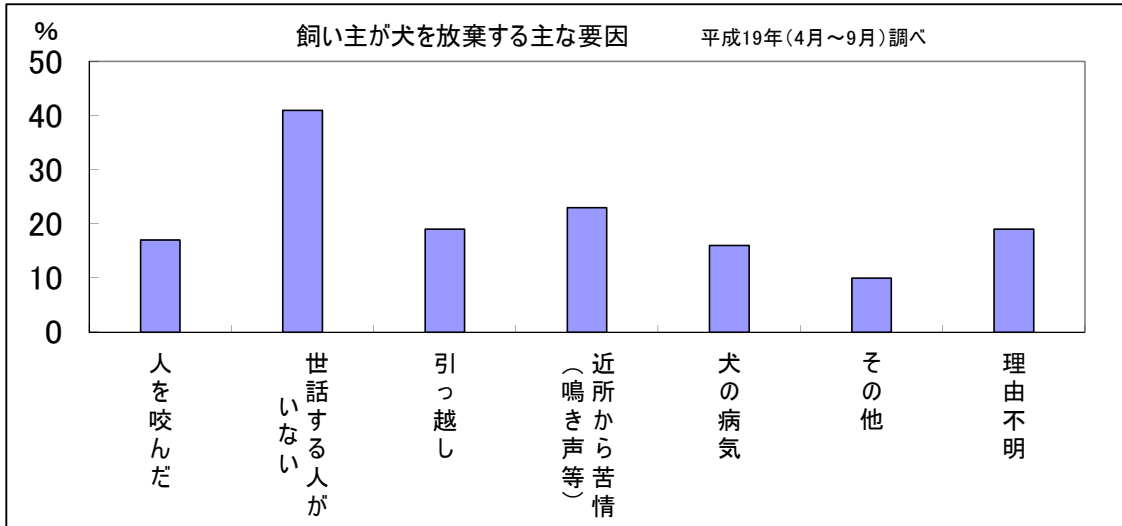
2 犬の引取り

動物保護管理センター、大津市動物愛護センター、保健所または市町に引取られる子犬の頭数は、ここ数年大幅に減少していますが、成犬については横ばいです。犬を手放す主な理由は、「世話をする人がいない」「引っ越しをする」など、飼養者の都合によるものと、「近所から苦情が来た」「犬が人を咬んだ」など、飼養者が犬を適正にしつけられなかったことに起因するものが半数以上を占めています。また、終生飼養の意識が希薄で、安易に犬を手放す事例も多くあります。

県では平成 22 年度から引取り依頼の理由の聴取などを規定するとともに、市町の窓口を所有者不明犬の引取りのみとしました。また、平成 22 年 7 月から当該業務にかかる手数料の徴収を開始しました。大津市では平成 21 年度から手数料を徴収しています。

平成 25 年 9 月から、身勝手な理由による引取り依頼を拒否することができるよう動物愛護管理法が改正され、引取り依頼理由をさらに詳細に聴取しています。

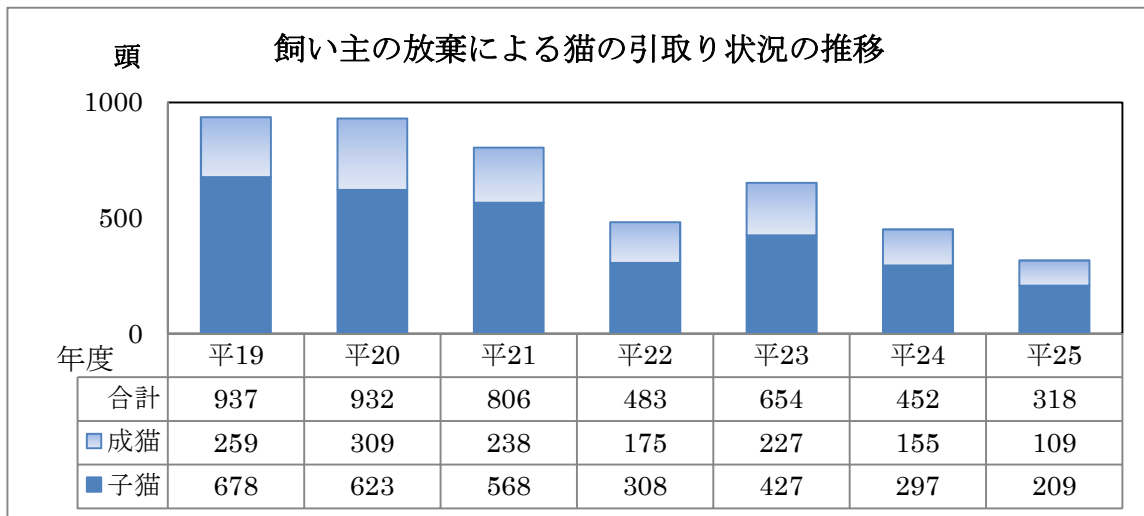




3 猫の引取り

猫の引取頭数については、平成13年度以降の2,000頭前後から、平成25年度は1,333頭となったものの、依然として1,000頭を超える猫を引き取っています。犬・猫の致死処分の項でも記載したように、子猫の引取頭数が8割以上と非常に多く、不妊去勢手術の普及が進んでいないことが示唆されます。

飼い主不明の子猫の引取りについても依然として多く見られます。



(※平成19年より猫の引取り状況の分類を現在の分類に変更)

【課題】

- 1 飼養者に、動物の命を預かる者としての自覚と責任を促すことが必要です。
- 2 動物に所有者を明示することの意義および必要性について理解を深め、鑑札や名札などの装着率を高めることが必要です。
- 3 動物が無計画に繁殖しないための制限措置(不妊去勢手術等)への積極的な広報が必要で。
- 4 動物販売業者が、販売時に購入者に対して、その動物の飼養方法や飼養者の責任と義務についての十分な説明を行うことが求められます。
- 5 飼い主不明の犬猫については、動物の遺棄防止に向けての啓発や警察等関係機関との連携強化が必要です。

【具体的事業】

1 終生飼養の普及啓発

飼養者に対して安易な飼養を抑制するとともに、動物の習性等を理解し、愛情を持って終生飼養することについて、関係団体などと連携して普及啓発します。

2 動物の遺棄防止の推進

動物の遺棄が動物愛護管理法において禁じられており、動物にとっても不幸な結果を生むことを、様々な機会をとらえて周知します。

また、事案によっては警察との連携による対策に努めます。

3 鑑札、名札、マイクロチップ等、所有者明示措置の推進

従来の鑑札・注射済票や連絡先の書かれた名札の装着を引き続き啓発するとともに、飼い主情報が確実に読み取れるマイクロチップについて、普及拡大を推進します。

また、県は市町とともに獣医師会の協力のもと、マスメディア等の広報媒体を活用した所有者明示推進キャンペーンを行います。

4 不妊去勢措置の啓発の推進

動物の飼養者の最も身近な相談者である開業獣医師の協力のもとに、飼養者に犬・猫の無計画な繁殖を防止するための適切な不妊去勢措置を講じるよう街頭や狂犬病予防注射会場、また広報紙等で積極的に啓発を実施します。

5 飼えなくなった動物の新しい飼養者を探す仕組みの利用推進

終生飼養出来なくなった時に、飼養者が自分の責任で新たな飼養者を探すことができる（一財）滋賀県動物保護管理協会が主催する「わんにゃん掲示板」等の利用を推進します。

施策3 狂犬病予防の推進

【現状】

1 犬の登録・狂犬病予防注射

生後90日を超えた犬は、狂犬病予防法の規定に基づき、登録と毎年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。県内各市町において、毎年6,000～7,000頭の犬が新たに登録されていますが、登録数に応じた狂犬病予防注射頭数が認められない状況にあります。

(犬の登録頭数および狂犬病予防注射頭数)

	H16年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
新規登録頭数	7,320	7,098	6,318	6,218	5,942	5,630
狂犬病予防 注射頭数	55,053	59,265	57,937	57,312	57,764	57,732
登録原簿数	82,484	85,797	87,143	86,076	84,238	82,662
登録原簿から 算定した注射率	66.7%	69.1%	66.5%	66.6%	68.6%	69.8%

2 犬による事故

犬が人を咬んだとき、県は犬の飼養者に対して、当該犬の狂犬病の検診、保健所長への届出および再発防止のための指導を行っています。

県では、狂犬病の発生に備えて平成18年8月に、「狂犬病発生時対応マニュアル」を作成し、関係機関および関係団体と合同で、県内での狂犬病発生を想定した演習を実施しました。平成22年度には動物由来感染症対策研修会を実施し、平成25年度には厚生労働科学特別研究事業「我が国における動物の狂犬病モニタリング調査手法に係る緊急研究」に係る狂犬病検査を実施するなど、発生時における迅速な対応ができるよう努めています。

【課題】

- 1 狂犬病の恐ろしさと犬の登録・狂犬病予防注射の実施の必要性について正しい理解を深め、登録と狂犬病予防注射の徹底が必要です。特に予防接種時には、登録済みの犬へ確実に接種ができるよう、獣医師会と市町が連携して、登録確認の徹底が必要です。
- 2 狂犬病の発生に備えて、定期的な訓練の実施が必要です。

【具体的事業】

1 犬の登録・狂犬病予防注射

県は、犬の登録・狂犬病予防注射の事務を行う市町とともに獣医師会および動物販売業者の協力のもと、飼養者に対して犬の登録・狂犬病予防注射の実施について広報を行います。

2 狂犬病発生時対策

狂犬病の発生に備えて、市町および獣医師会と連携して、「狂犬病発生時対応マニュアル」に基づいた研修および訓練を実施するとともに、マニュアルを見直し、整備に努めます。

施策4 動物取扱業の適正化

【現状】

1 動物取扱業の登録

平成6年3月に制定された条例には、動物取扱業者の届出制度が導入され、県内の事業者の把握が出来るようになりました。

条例に基づく動物取扱業の届出数 (平成7年3月末現在)

	業種別届出数						計
	販売	繁殖(再掲)	保管	貸出	訓練	展示	
届出件数	47	—	81	2	8	1	139

平成17年に動物愛護管理法が改正され、動物取扱業は登録制になり、動物取扱責任者*の設置が義務付けられています。平成25年の改正で種々の規制強化が行われ、動物取扱業は第一種動物取扱業と第二種動物取扱業に区分されました。特に、100頭以上の犬を飼育する繁殖業者については、重点的に立入調査を実施し、犬の登録の確認および狂犬病予防注射の接種について確認しています。

動物取扱業の登録および立入検査件数 (平成26年3月末現在)

	業種別登録数							計
	販売	うち犬猫等 販売業者	譲渡し	保管	貸出	訓練	展示	
第1種登録件数	222	170	—	254	4	36	22	538
第2種届出件数	—	—	2	2	—	—	4	8
立入検査件数	76	59	2	58	7	4	21	168

(第1種動物取扱業のうち、競りあっせん業、譲受飼養業は登録なし)

2 動物取扱責任者研修会の開催

県内の動物取扱施設には、約440名の動物取扱責任者が選任、配置されており、平成18年度以降、動物取扱業登録業者の動物取扱責任者に対して、動物愛護管理法に基づく研修会を実施しています。

【課題】

- 1 動物取扱施設に係る迷惑苦情が発生しないよう効果的な指導が必要です。
- 2 動物の適正な飼養を社会全体として確保していくため、動物取扱業者が、動物の取扱いのプロとして、責任と役割を担うことが求められています。
- 3 動物取扱業者の法令遵守、自主的な衛生管理、資質の向上等、業界全体での取り組みが求められています。

【具体的事業】

1 動物取扱施設に対する立入検査の徹底

動物販売業および動物展示業は、その業の特性上、多くの動物を飼養管理する場合が多く、また、一般の人へ模範的な飼養の見本となる施設であるべきことから、県は、法令の遵守と動物の習性や生理に沿った適正な飼養管理が行われるよう指導します。

また、無登録業者を発見したときは動物愛護管理法に基づき厳正に対処します。

犬猫等販売業者の幼齢の犬猫の販売のための引渡し・展示の禁止、現物確認・対面説明義務、第二種動物取扱業者の届出制度等、新たな規制の着実な運用ができるよう指導を行います。

また、犬の登録の確認および狂犬病予防注射の実施について確認できない場合には市町に連絡を行い、市町と協力し狂犬病予防法の適正実施ができるように努めます。

2 動物取扱業者の適正化

(1) 事業所ごとに設置されている動物取扱責任者に対し、関係法令の遵守や動物由来感染症に関する知識の修得のための研修会を、動物愛護管理法に基づき毎年開催します。

(2) 動物取扱業者の組織化に向けた取り組みの支援や優良事業者の表彰制度の新設等、関係事業者団体と連携して、事業者の自主的な資質向上への取り組みが行われるよう支援します。

3 販売時における説明の徹底を指導

多くの飼養動物は、動物販売業者から購入されていることから、県は、購入者に対し販売時に直接その動物を確認させるとともに動物の習性や生理を理解した飼養方法等について説明するよう指導を徹底します。特に犬においては登録、狂犬病予防注射の必要性を強調するよう指導します。

4 特定動物の販売時説明の実施を指導

特定動物を販売する動物取扱業者に対し、販売先の飼養保管許可の有無について確認するだけでなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を行うよう指導します。

施策5 動物の返還・譲渡の推進

【現状】

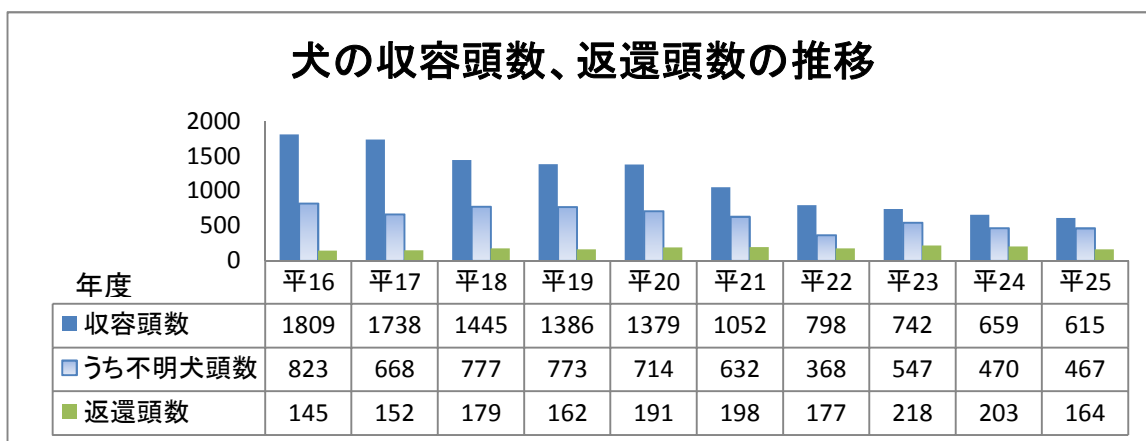
1 犬の返還

動物保護管理センターが収容した犬は、施設における平成 25 年度の平均飼養日数が平均 23 日で、長いものは 1 年近く飼養管理しています。収容した犬の情報は、収容場所の市町において 4 日間の公示をするとともに、動物保護管理センターおよび大津市動物愛護センターのホームページに掲載し、警察や市町からの逸走犬の情報を把握して、飼養者への返還に努めています。

犬の返還頭数は年々増加しており、平成 25 年度の実績では所有者不明で収容された犬のうち、164 頭(35.1%)を飼養者に返還しました。

犬が逸走した原因としては、「くさりやリードが切れた・はずれた、首輪が抜けた(41.5%)」、「ドアや柵の隙間から逃げた、開けた拍子に逃げられた(27.5%)」、「放し飼いをしていた、散歩時に放した(12.2%)」が主なものとなっています。

収容された犬には、鑑札や名札など、所有者明示の措置がほとんど行われていないため、飼養者を特定することが困難な状況にあります。



2 犬・猫の譲渡

県では、それぞれの環境に適した犬猫を譲り渡すこと、および安易な飼養を防ぐことで終生飼養につなげるため、従来行っていた「譲渡会」を廃止し、平成24年度からは「事前登録制」に移行しています。飼養希望者からの申し込みにより、譲渡前講習会の受講後に希望する犬・猫の条件を事前に把握し、希望に合致した犬・猫を見つけ出して譲渡します。

大津市では、平成21年9月から犬猫の飼い方講習会を実施し、受講後に譲渡の登録を受け、希望に合致し飼養に適した犬猫を譲渡する、事前登録制の譲渡事業を実施しています。

収容した動物の譲渡状況

年度 \ 項目	犬の収容頭数	返還数	犬の譲渡数	返還・譲渡率	猫の譲渡数
平成16年度	1,809頭	145頭	子犬199頭 成犬 58頭	22.2%	28頭
平成25年度	615頭	164頭	子犬 53頭 成犬156頭	60.7%	95頭

【課題】

- 1 犬・猫の返還・譲渡率は年々向上していますが、動物保護管理センターおよび大津市動物愛護センターに収容された全ての犬・猫の頭数からするとまだ少ない譲渡数であり、その改善策が必要です。また、譲渡後に再び放棄されることがないよう新たな飼養者に適した動物を譲渡することが必要です。
- 2 犬猫がいなくなったときに、飼養者が容易に情報収集できるよう、関係機関による情報の共有化と飼養者に対する情報発信が必要です。
- 3 猫は、自活不可能な子猫の引取りが多く、譲渡することが困難です。
- 4 犬猫が逸走した場合の連絡先など、対処法を知らない飼養者が多いことと、動物保護管理センターおよび大津市動物愛護センターの知名度が低いことも収容した犬猫が飼養者のもとに返還できない大きな要因です。

【具体的事業】

1 飼養者への返還の推進

収容した犬・猫は、市町や警察との情報交換を密にし、インターネット等を利用

して収容情報を発信する等、飼養者への返還に努めます。

2 譲渡事業の推進

収容した犬・猫は、個別に適正な飼養管理を行うとともに、環境省が作成した「譲渡支援のためのガイドライン」を参考に、関係団体やボランティア等との連携を図り、新たな飼養者への譲渡を推進します。また、譲渡前講習会を開催し、事前登録することにより、希望を確認し、終生飼養を条件に譲渡を推進します。また、譲渡の可能性のある犬・猫の飼養期間を延ばし、譲渡の機会を拡大します。

3 動物保護管理センターおよび大津市動物愛護センターの知名度向上に向けた取り組みの推進

県は、各種事業の開催時やマスメディアの活用により、事業の広報に努めます。

施策6 動物愛護の普及啓発

【現状】

1 動物愛護の普及啓発事業

(1) 動物愛護学習・夏休み体験学習

動物保護管理センターでは、小学校高学年以上の方を対象に施設の見学や犬のしつけなどを体験し、動物への理解を深めてもらうため、「動物愛護学習・夏休み体験学習」を実施しています。

(2) 動物なかよし教室

動物保護管理センターおよび大津市動物愛護センターでは動物の命の大切さを感じてもらうために、犬や小動物との接し方、犬に咬まれないための話など、小学校低学年の児童、園児を対象とした「動物なかよし教室」を開催しています。

(3) ふれあい犬・猫

動物保護管理センターおよび大津市動物愛護センターでは、引き取った小型犬や猫を飼養し、来場者がふれあうことで、命の温かみを感じられるようにしています。

2 動物愛護週間事業等

県では、毎年9月20日～26日の動物愛護週間関連事業として、シンポジウムや講演会を開催しています。

また、(一財)滋賀県動物保護管理協会や(公社)滋賀県獣医師会が開催する「しが動物愛護のつどい」、「しが動物フェスティバル」等に協力しています。

大津市動物愛護センターにおいても「大津市動物愛護デー」を開催しています。

【課題】

- 1 動物愛護の普及啓発をさらに推進するため、関係機関、関係団体およびボランティアとの連携が必要です。
- 2 動物の愛護意識を養うためには、幼少期から動物とのふれあいや適正飼養の経験が重要なことから、教育機関との連携が必要です。
- 3 動物に関する正しい知識を深めるため、各種の情報を提供する必要があります。

- 4 盲導犬や介助犬等の普及のため、身体障害者補助犬についての理解を深める必要があります。

【具体的事業】

1 動物愛護普及啓発事業の効果的な実施

県は、動物関係機関・団体等と協力し、愛護と適正な飼養についての関心と理解をより深めるため、動物愛護週間事業として講演会やシンポジウムを行い効果的な普及啓発を行います。また、動物とのふれあい事業においては動物のストレスを軽減するよう配慮します。

2 教育機関等との連携

教育機関等との連携を図り、保育園、幼稚園、小学校など、成長期に応じた動物への接し方や動物を慈しむ心を育てるための事業を実施します。

また、学校で飼養される動物が適正に取り扱われるよう、獣医師会等関係団体と連携し、普及啓発します。

3 情報提供

動物の生態、飼養方法、関係法令など、動物に関する情報をホームページや広報誌など、様々な方法で積極的に提供します。

4 身体障害者補助犬等の普及啓発

盲導犬や介助犬など、身体障害者の補助をする犬についての理解を深めるため、関係機関や団体などと連携して啓発します。

施策7 実験動物および産業動物の適正飼養の推進

【現状】

平成6年3月に条例が制定され、中型以上のサルを飼養する場合は、特定動物として届出または許可の取得が必要となり、県内学術研究施設の一部の把握が出来るようになりました。しかし、特定動物以外の実験動物を飼養する場合は届出等の対象施設となっていないため、飼養されている動物、施設の状況等の実態は十分に把握できていません。また、牛、豚、鶏などの産業動物の飼養については、動物愛護の観点から、より一層の取り組みが望まれます。

【課題】

動物愛護管理の観点からの適正な飼養管理の指導に当たっては、関係機関との連携を図ることが必要です。

【具体的事業】

県は、関係機関や関係団体と連携して、実験動物飼養施設における飼養状況を把握するとともに「苦痛の軽減[Refinement]、使用数の制限[Reduction]、代替法の活用[Replacement]（3Rの原則）*」の普及啓発や、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に沿った自主管理の促進に努めます。また、産業動物についても、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を周知します。

施策8 災害時等の体制整備

【現状】

県および市町の防災計画や国民保護計画の中に、動物愛護に配慮した内容が盛り込まれるよう進めています。しかし、先の震災の教訓を活かし、避難所などにおいて飼養者とともにいる飼養動物の取扱い、迷子になった動物の取扱い、特定動物に対する対応などが防災計画等に一部盛り込まれているものの、確立はされていません。

【課題】

- 1 災害時には、県および大津市で把握している特定動物の飼養状況を確認するとともに、逃げ出した飼養動物による人への危害を防止し、また被災したペット動物の一時的な保護などを行うことができる施設や体制の充実が必要です。
- 2 被災者が動物とともに避難できない場合の対応や、避難所で一緒に生活する場合などにおける衛生確保対策など、他の人に迷惑をかけないための対策が必要です。
また、これらの被災した動物が新しい環境に適応しやすくするために、日頃から常にしつけを行っておく必要があります。
- 3 災害時には放浪犬猫の保護・収容が急増し、負傷動物*の治療や飼養管理業務が急増することが考えられることから、獣医師会や関係団体の支援が必要です。
- 4 阪神大震災や東日本大震災における記録では、ペット同行の避難者が避難所に滞在するにあたり、ルール作り等が必要であったと問題提起されています。平常時より所有者（飼養者）責任を基本とした同行避難および避難時に動物の飼養管理ができるような避難所の整備が必要です。

【具体的事業】

1 動物による危害防止

災害時における動物による人への危害を防止するために、特定動物の飼養者や動物取扱業者など、多数の動物を飼養する者に対し、日頃からの飼養管理の徹底と逸走時の対応について指導します。

また、災害発生時に備え、一時保管施設の確保に努め、発生時には、特定動物の飼養状況を直ちに確認し、徘徊動物による人への危害を防止するための対策を講じます。

2 災害発生時の動物救護体制

県は、災害時に備え公益社団法人滋賀県獣医師会と災害協定を締結します。

地域において、県・市町・関係団体・ボランティア等が連携して動物を救護するためのネットワークをつくります。

3 同行避難に関するガイドラインの作成と普及啓発

地域の実情や災害の種類に応じ、飼養者責任を基本とした同行避難や避難所での衛生確保の対応を適切に行うことができるようガイドラインを作成し、その普及を図ります。

施策9 関係者間の協力体制の構築

【現状】

滋賀県における動物愛護管理業務は次のような体制、役割分担で行っています。

動物保護管理センター

→ 県の動物愛護管理行政の基幹施設として業務を一元的に実施

- 狂犬病予防法および条例に基づく犬の収容管理
- 動物愛護管理法に基づく犬および猫の引取り、収容管理
- 収容した動物の飼養者への返還、希望者への譲渡
- 動物取扱業の登録、特定動物の飼養許可および施設の立入検査
- 動物の適正飼養指導
- 動物愛護の普及啓発 <動物愛護推進員20名>

保健所

- 狂犬病予防法に基づく狂犬病発生時対応
- 動物愛護管理法に基づく犬および猫の引取り
- 咬傷事故発生時の一次対応と事故届の受理

市 町

- 狂犬病予防法に基づく犬の登録、注射事務
- 動物愛護管理法に基づく所有者不明犬の引取り
- 住民からの動物飼養にかかる苦情対応
- 狂犬病予防法および条例に基づく犬の収容等への協力

大津市保健所

↳ 大津市動物愛護センター

→ 大津市の動物愛護管理行政の基幹施設として業務を一元的に実施

(一財) 滋賀県動物保護管理協会

- 動物の収容および適正飼養の普及啓発
- 県からの動物愛護管理業務の受託、県の事業への協力
- 動物愛護の普及啓発

(公社) 滋賀県獣医師会

- 市町で行う狂犬病予防業務への協力
- 学校飼養動物啓発事業、動物ふれあい事業
- 県の事業への協力
- 災害協定の締結への取り組み

【協力体制の構築】

○ 県の役割

動物愛護管理業務推進の方針や施策を決定し、動物による迷惑苦情や人への危害防止のため適正飼養指導を行うとともに、関係機関・関係団体が連携協力して事業を実施するために、総合的な調整を行います。

(1) 連携体制の構築

動物愛護管理施策を推進するため、県関係機関、市町、関係団体などで構成する協議会を設置しています。協議会において、県域・地域課題に対する施策、取り組み方法などの協議を行います。(公社)滋賀県獣医師会との災害協定に努めます。

(2) 地域における連携体制の構築

動物保護管理センター、大津市動物愛護センター、保健所、市町、警察署、関係団体および県民などで構成するネットワークの整備を図り、それぞれの特性を生かして各種事業に取り組むとともに、狂犬病や災害発生時などにおける危機管理体制の整備を図ります。

(3) 動物愛護推進員・登録ボランティア等との連携

県では、地域における動物愛護管理の推進のため動物愛護推進員を委嘱し、地域の実情を踏まえた活動を推進します。

また、動物愛護推進員・登録ボランティアに対して研修会を開催し、資質向上を図るとともに、定例会の開催やメール等の媒体活用により、きめ細かい情報交換を行うことによって連携を強化します。

○ 市町の役割

動物の飼養に起因する生活環境の侵害防止および人への危害防止に係る県の施策への協力を行うとともに、地域と県との調整等、地域の生活環境保全のための施策や事業を側面から支援することが望まれます。

○ 獣医師会等関係団体の役割

動物の適正飼養や動物愛護の普及啓発のために、県が行う施策に協力するとともに、人と動物が共生する社会を築くための事業を実施することが期待されます。

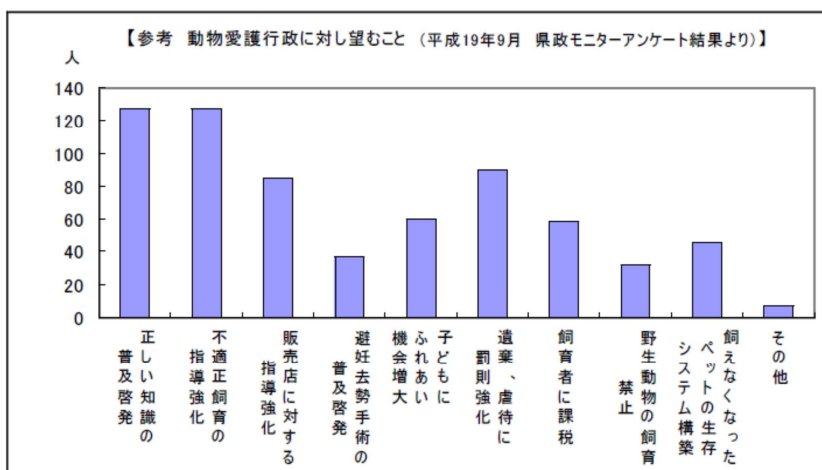
○ 地域の役割

地域住民には、地域の問題を地域自らが解決する手段の構築が望まれます。

動物保護管理センターは、市町・関係機関および動物愛護推進員や登録ボランティア等との連携により、地域の活動を支援し、問題解決のための情報提供などに努めます。

○ 動物愛護推進員

動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深める等の協力、災害時においては、動物の避難、保護等に県が行う施策に必要な協力をすることが望まれます。



第4章 計画の総合的な推進

1 計画の周知

この計画を市町、関係機関および関係団体に周知するとともに、広報・ホームページなどにより広く県民に周知し、計画に対する理解と協力を得られるよう努めます。

2 県民の意志の反映

動物の愛護および管理に関する意見を広く求め、県民の意見を施策に反映します。

3 計画の進行管理

毎年、この計画の達成状況について把握・評価を行い、策定後5年を目途として、必要に応じてその見直しを行います。

【参考資料】 用語集

- 動物の引取り
飼養者のやむを得ない事情により飼えなくなった犬、猫および飼養者がわからない犬、猫を、保健所または動物保護管理センター、大津市動物愛護センターで引き取ること。
- 動物の収容
保健所または動物保護管理センター、大津市動物愛護センターで引き取られた犬、猫および住民からの依頼により捕獲された犬を、動物保護管理センター、大津市動物愛護センターに持ち込むこと。
- 動物の譲渡
動物保護管理センター、大津市動物愛護センターに収容された犬、猫について、新たな飼養者を募集して譲ること。
- 動物の返還
動物保護管理センター、大津市動物愛護センターに捕獲・収容された犬、猫が、元の飼養者に戻ることにすること。
(返還率)
収容（飼養放棄は除く）された犬および猫のうち、飼養者に返還されたものの割合。
(返還・譲渡率)
収容された全ての犬および猫のうち、返還または譲渡されたものの割合。
- 特定動物
トラ、ニホンザル、クマ、ワニ、マムシなど人の生命、身体または財産に害を加えるおそれのある動物のこと。動物愛護管理法に基づき、約 650 種が選定されている。特定動物の飼養または保管を行おうとする者は、知事（大津市内にあっては大津市保健所長）の許可を受けなければならない。
- 狂犬病
動物由来感染症の 1 つで、狂犬病ウイルスが原因。ほ乳類全般に感染し、咬傷等により人にも感染する。人や犬では、発病した場合の死亡率はほぼ 100%である。
- 3 R の原則
国際的に普及・定着している実験動物及び実験動物の福祉の基本理念のことで、Russell & Burch によって 1959 年に提唱された。苦痛の軽減(Refinement)、使用数の削減(Reduction)、代替法の活用(Replacement)と、頭文字が 3 つとも R であることから、3 R の原則という。
- 所有者明示措置
鑑札や名札、マイクロチップ等の装着により、個体識別が出来るようにすること。

○ 動物愛護推進員

地域における動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうち、知事または政令指定都市および中核市の市長から委嘱を受けて、犬、猫等の愛護と適正飼養の重要性などについて住民の理解を深める等の活動を行う者をいう。

○ 動物取扱業

動物の販売、保管等を業として行うことをいう。第一種動物取扱業者と第二種動物取扱業者がある。第一種動物取扱業者(営利目的で業として行う者)は、動物の適正な取扱いを確保するための基準等を満たしたうえで、知事(大津市内にあっては大津市保健所長)の登録を受けなければならない。事業所ごとに動物取扱責任者の設置義務がある。

飼養施設を設置して営利を目的とせず一定数以上の動物の取扱いを行う場合については、第二種動物取扱業者(非営利で業として行う者)として、知事(大津市内にあっては大津市保健所長)に届け出なければならない。

動物取扱業には、次の種別がある。

(販売) 第一種

動物の小売や卸売やそれらを目的に繁殖や輸出入を行う業。ペットショップ、ブリーダーなど。

(貸出し) 第一種、第二種

動物を貸すことを業とするもの。ペットレンタル業者など。

(保管) 第一種、第二種

動物を預かることを業とするもの。ペットホテル、ペットシッター、ペット美容など。

(訓練) 第一種、第二種

顧客の動物を預かり訓練を行うことを業とするもの。訓練・調教業者など。

(展示) 第一種、第二種

動物を展示することを業とするもの。動物園、水族館など。

(競りあっせん業) 第一種

動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うこと。動物オークション(会場を設けて行う場合)など。

(譲受飼養業) 第一種

有償で動物を譲り受けて飼養を行うこと。老犬老猫ホームなど。

(譲渡し) 第二種

動物を譲り渡すことを業とするもの。動物愛護団体の動物シェルターなど。

○ 動物取扱責任者

動物取扱業の施設において、その業務を適正に実施するために動物取扱業者が事業所ごとに選任する者。動物愛護管理法の規定により、知事(大津市内にあっては大津市保健所長)が実施する動物取扱責任者研修を1年に1回以上受講する義務がある。

○ 動物由来感染症

感染症のうち、種の壁を越えて人と動物とに感染性を示す感染症の総称。「人獣共通感染症」、「ズーノーシス」ともいう。世界保健機構(WHO)では、ズーノーシスを「脊椎動物と人の間で自然に移行するすべての病気または感染」と定義している。

○ 負傷動物

動物愛護管理法で定められた、道路、公園その他の公共の場所において、疾病にかかり、または負傷した犬、猫等の動物のことをいう。負傷動物の発見者は、飼養者等に対して、また飼養者が判明しないときは、県または市町に通報するよう努めなければならない。

○ マイクロチップ

2mm×12mmの生体適合ガラスで覆われた電子標識器具。15桁の数字が電子データとして書き込まれている。皮下に注入し、専用のリーダー（読取機）で感知してデータを読み取る。データを照合し、飼養者を特定する。

○ 野犬等

飼養者のいない犬および係留されていない飼い犬（次に規定する場合を除く。）をいう。

- (1) 警察犬、狩猟犬、盲導犬その他の使役犬をその目的のために使用する場合
- (2) 人の生命、身体または財産に害を加えるおそれがない場所または方法で飼い犬を訓練し、移動させ、または運動させる場合
- (3) 飼い犬を床上で飼養する場合
- (4) 生後 60 日以内の飼い犬を飼養者の住居の敷地内で飼養する場合
- (5) 人の生命、身体または財産に害を加えるおそれがない方法で、興業、展示、競技その他これらに類する催しのために飼い犬を使用する場合

○ 地域猫

「滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン」による支援事業や、大津市地域猫活動支援事業に取り組む地域の飼い主不明の猫の総称として使用する。